

# 柘野ブラックジャガー規約

## <第1章 総 則>

(名称)

第1条 本少年野球チームを柘野ブラックジャガー（以下本球団）と称する。

(事務局)

第2条 本球団の事務局は代表宅におく。

## <第2章 目的及び活動>

(目的)

第3条 本球団は「野球」を通して学童、生徒達の身体機能の発達を促すと共に、精神力、忍耐力の育成をはかり、規律正しい生活態度習得の為の環境を作りその上で野球技術の向上を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本球団は第3条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 少年野球の普及活動
2. 団員により編成した野球チームの練習および大会参加
3. 少年野球を通しての交流
4. 指導者の育成
5. その他必要に応じて行う行事への参加

## <第3章 構 成>

第5条 本球団は団員をもって構成される。

(団員)

第6条 団員は柘野小学校区内および隣接小学校区域の学童であり、保護者の承諾を得た者とする。

第7条 団員となる者は本球団が定める所定の用紙（入部届、球団概要の確認書、念書）に必要事項を記入の上、本球団に提出し球団代表の承認をうけた者に限る。

第8条 団員は第7条にある記入事項に異動が生じた時は速やかに本球団に書面にてその旨を届け出なければならない。

第9条 第6条の定めと異なった時、又は次の項目の1つに該当するときは、その資格を失う。

1. 自ら脱退の意思を表明したとき。
2. 本部会議において本球団から除名の処置が取られたとき。
3. 部費の滞納が2ヶ月以上あったとき。
4. 本球団の名誉を傷つけ球団の義務や目的に違反した行為があったとき。

## <第4章 本部役員>

第10条 本部役員は京都府内に居住するか又は職を有する20歳以上の者とする。

(本部役員と人員数)

第11条 本球団には次の本部役員を置く。尚、兼務は妨げないものとする。

- |        |    |
|--------|----|
| ・ 代表   | 1名 |
| ・ 副代表  | 2名 |
| ・ 会計   | 1名 |
| ・ 監事   | 1名 |
| ・ 監督   | 数名 |
| ・ コーチ  | 数名 |
| ・ 運営委員 | 数名 |